平成２２年（フ）第２１６５号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目３番26号
破産者　クリエイト物流システム株式会社
1　期日　平成23年３月11日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年12月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２５号
山梨県甲府市大里町955番地
破産者　株式会社シマダ
1　期日　平成23年２月28日午後２時
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年12月22日　甲府地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１９年（フ）第９６１号
熊本県熊本市大江４丁目11番１号
破産者　有限会社フジカワ地建
異議申述期間　平成23年２月25日まで
平成22年12月27日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第３５号
熊本県阿蘇郡高森町大字中80番地１
破産者　兒玉　邦昭
異議申述期間　平成23年３月７日まで
平成22年12月28日　熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２０年（フ）第３８号
熊本県阿蘇郡高森町大字中80番地１
破産者　児玉　裕美
異議申述期間　平成23年３月７日まで
平成22年12月28日　熊本地方裁判所阿蘇支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２１１号
山梨県上野原市川合3557番地
破産者　久島　浪江
免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
平成22年12月27日
甲府地方裁判所民事部破産係

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２１２０号
東京都品川区西五反田７丁目22番17号
清算株式会社　株式会社アニマ・ジャパン
代表清算人　池田　嵩
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０７１号
東京都千代田区霞が関３丁目５番１号霞が関ＩＨＦビル３階
清算株式会社　株式会社ドント
代表清算人　清野　健一
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第３９号
横浜市西区戸部町５丁目198番地１　コスモ横浜ル・オーレ401号
清算株式会社　戸部商事株式会社
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第３０号
横浜市中区山下町273番地
清算株式会社　株式会社マルタン
代表清算人　高木　明郎
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
清算株式会社は、協定債権のうち、特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定時に、協定債権者から全額免除を受ける。
２　弁済の場所
本協定に基づく清算株式会社の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により弁済する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
第２　協定債権の弁済及び免除
１　弁済及び免除
清算株式会社は、本協定認可決定確定後１か月以内に、清算株式会社の有する現預金2369万1106円から、一般の優先権がある債権20万1000円及び振込手数料等の諸費用1050円を除いた2348万9056円を協定債権者に弁済し、弁済時に協定債権額と弁済額の差額について、協定債権者から免除を受ける。
２　追加弁済
①　清算業務終了時において、清算株式会社が有する上記現預金から、上記一般の優先権がある債権及び諸費用を控除し、第２の１に定めた協定債権への弁済を行った後に、なお残額が存する場合には、清算株式会社は、当該残額につき、その全額を協定債権者に弁済する。
②　清算株式会社が、協定債権者に対し、第２の２①による弁済を行った場合は、第２の１による免除は、当該追加弁済額を限度として、第２の１に基づく弁済時に遡って効力を失う。
以上
横浜地方裁判所第３民事部

代替許可決定

申立人の申立てに係る取締役の解任及び同選任代替許可申立について、当裁判所は、本件申立てを理由のあるものと認め、預金保険法87条３項及び４項に基づいて決定をしたので、同条８項及び９項により、次のとおり公告する。

平成２２年（ヒ）第５３７号
東京都千代田区有楽町１丁目12番１号
申立人　日本振興銀行株式会社金融整理管財人　預金保険機構
職務執行者理事長　田**邉**　昌徳
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文
⑴　申立人が日本振興銀行株式会社（本店東京都千代田区神田司町２丁目７番地）の取締役小畠晴喜、取締役平将明、取締役森重榮、取締役三原淳雄及び取締役花堂靖仁を解任することを許可する。
⑵　申立人が日本振興銀行株式会社の取締役として次の者を選任することを許可する。
ア　東京都新宿区中落合１－７－３－503　富山　正次
イ　東京都千代田区丸の内３丁目３番１号　新東京ビル225区　東京丸の内・春木法律事務所　長沢美智子
ウ　東京都豊島区南大塚２－25－17－305　宮内　憲悟
以上
東京地方裁判所民事第８部

申立人の申立てに係る会計監査人の解任及び同選任代替許可申立について、当裁判所は、本件申立てを理由のあるものと認め、預金保険法87条３項及び４項に基づいて決定をしたので、同条８項及び９項により、次のとおり公告する。

平成２２年（ヒ）第５３８号
東京都千代田区有楽町１丁目12番１号
申立人　日本振興銀行株式会社金融整理管財人　預金保険機構
職務執行者理事長　田**邉**　昌徳
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文
⑴　申立人が日本振興銀行株式会社（本店東京都千代田区神田司町２丁目７番地）の会計監査人至誠監査法人を解任することを許可する。
⑵　申立人が日本振興銀行株式会社の会計監査人として次の者を選任することを許可する。
主たる事務所　東京都港区芝浦４丁目13番23号　ＭＳ芝浦ビル
有限責任監査法人トーマツ
以上
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２２年（再）第１２４号
岩手県花巻市石鳥谷町戸塚第２地割13番地１
再生債務者　株式会社盛岡南ゴルフ倶楽部
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後３時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年２月３日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年３月10日から平成23年３月17日まで
東京地方裁判所民事第20部